

# Deloitte.

デロイトトーマツ



## ESGデータの収集・開示に係る サーベイ2023

調査結果レポート

デロイトトーマツグループ  
2023年10月

# 目次

1. 調査の背景と目的	2
2. 調査結果のサマリーとデロイトトーマツグループの提言	3
3. 調査結果	5
4. 調査概要	21

# 1. 調査の背景と目的



## 背景



### 非財務情報開示の標準化・義務化

非財務情報開示の標準化・義務化に向けた動きが、世界の大きな潮流となっている。IFRS財団はサステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立、2023年6月に、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1）\*1」及び「気候関連開示（S2）\*2」の最終版を発表した。IFRSサステナビリティ開示基準は2024年の年次報告期間から効力を持ち、経過措置は各社報告の初年度のみ利用可能という運用となった。

欧州は2021年4月に非財務情報開示指令（NFRD（2014年））の改正案としてサステナビリティ報告に関する指令（CSRD：Corporate Sustainability-information Reporting Directives \*3）を提案、2022年

4月より順次公開草案を発表し、2023年7月31日に欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）1st Setが採択された。対象となる企業については、2024年から適用が始まり、日本を含むEU域外の第三国に親会社を持つ会社は、2025年以降の適用となる。

米国では2021年3月に気候関連情報開示規則案\*4を発表。開示遵守日はSEC登録企業タイプ別に段階的に導入されるが、一番早い大規模早期提出会社は2024年に開示されるレポートから適用が始まる見込みである。



## 目的



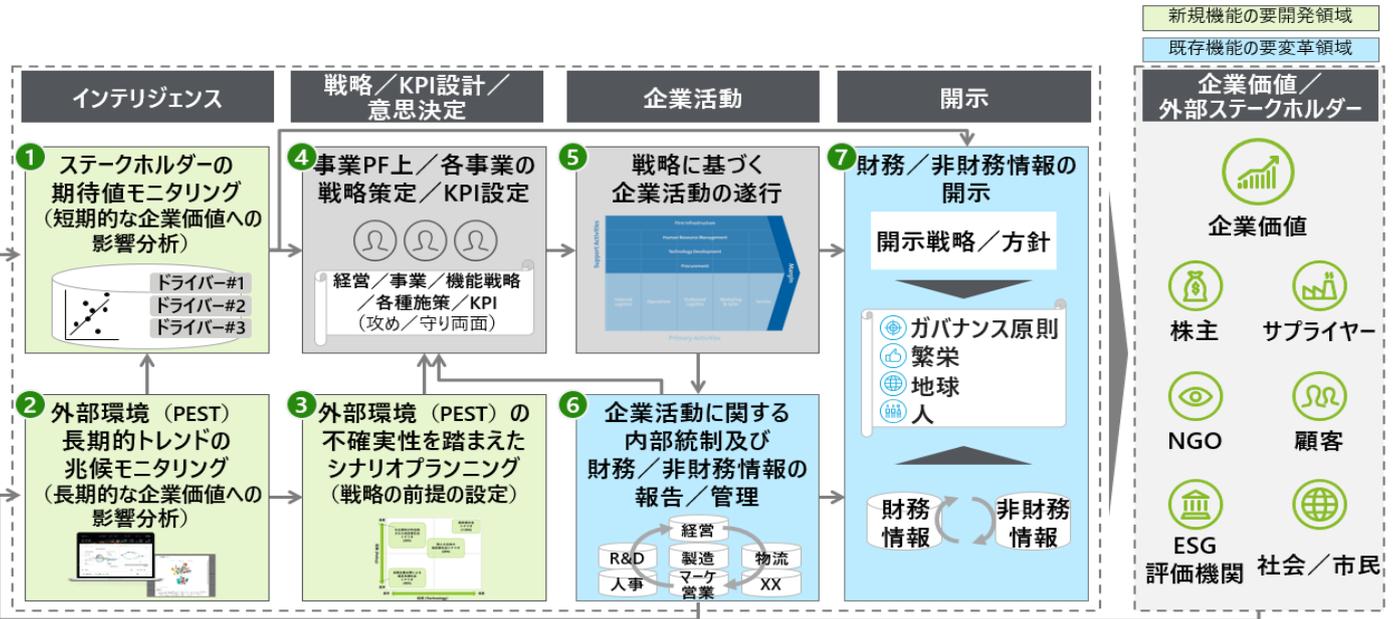
### ESGデータドリブン経営

こうした背景の下、デロイト トーマツグループでは外部／内部のESG関連データを収集・分析し経営の意思決定に活用する「ESGデータドリブン経営」の実装が今後企業に不可欠になると考えている。ESGデータドリブン経営とは、企業活動の努力を企業価値向上に繋げる経営管理基盤として、意思決定に必要なインプットおよび企業活動の結果（アウトプット）を財務・非財務問わずタイムリーに収集・分析することを可能とするアナリティクス基盤を整備・実装・活用することである。我々はこのESG

データドリブン経営が、これからの不確実性が高まる時代を生き抜くサステナブルな経営スタイルとして必須になると位置付けている。

世界的な非財務情報開示の標準化・義務化の潮流において、広く企業の対応状況と課題を把握するため、2021年度及び2022年度のサーベイ\*5に引き続き、2023年7月、「ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2023」を実施した。

図1. ESGデータドリブン経営



## 2. 調査結果のサマリーとデロイト トーマツ グループの提言



### 調査結果サマリー



#### 非財務情報の開示を巡る外部動向のモニタリング・分析

- 日本における有報へのサステナビリティ情報開示義務化およびIFRS財団のISSBについて約9割が注視
- 新設した「有価証券報告書へのサステナビリティ関連情報の開示」に関する設問では、直近年の実績データ（約8割）を可能な限り詳細に開示（約5割）したという割合が高く、タイムリーな開示に積極的な姿勢がみられる
- 外部動向を受け基準/規則とのGAP分析を実施しているとの回答が7割で昨年から大幅に増加。また、約半数が組織設計の検討に着手済みと回答



#### 連結範囲を対象とした非財務情報の収集・分析、内部統制の高度化

- 新設した「サプライヤーのESGデータ収集」の設問では、収集ができているとの回答は1割弱であり、困難という回答が約6割であった。サプライヤーからのデータ収集に係るハードルの高さがうかがえ、テクノロジーの活用が期待される
- 現在導入しているシステムによるESGデータの収集では、データの精度が悪い、エラーチェック機能が甘いと回答した回答者が約4割と年々増加傾向にあり、システムのアップデート・変更に対するニーズは高まっている
- ESGデータの第三者保証は約1割が監査法人系の監査人に変更済み。非財務情報の保証義務化や保証水準の厳格化に備える企業が出てきていると推察



#### 非財務情報の開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析

- 過去2年間の調査結果と同様、7割程度が「ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かしたいがまだ実施できていない」と回答

※132社189名の回答を分析



# デロイトトーマツグループの提言



## 非財務情報の開示を巡る外部動向のモニタリング・分析に関して

- 開示から保証に至るまでの実務スケジュールの変更を念頭に、ESGデータ収集のシステム化を見据えた体制を構築
- 具体的なアクションとしてはまず、適用される開示要求に対するGap分析を開始し、対処すべき課題を識別



## 内部の非財務情報収集・分析・内部統制の高度化に関して

- ESGデータの収集範囲はバリューチェーンを含めたグループ全体に広がり、その精度も求められる。各規制のタイムライン（下記図2）を考慮すると、内部の非財務情報収集・分析・内部統制の高度化に向けた対応の必要性は差し迫っている
- 各種開示要請は連結範囲での非財務情報収集が大前提となっており、ITシステム活用が有効ではあるものの、その前に業務設計とシステム要件定義が必須
  - 自社グループのみならずサプライヤーも含めたESGデータを収集する必要性に鑑み、外部の専門家を活用しながら適切なベンダーの比較検討を実施
  - ダブルマテリアリティ原則に基づくマテリアリティを識別し、これに関連する非財務情報の実績データには第三者保証を取得（必要となる内部統制も考慮）

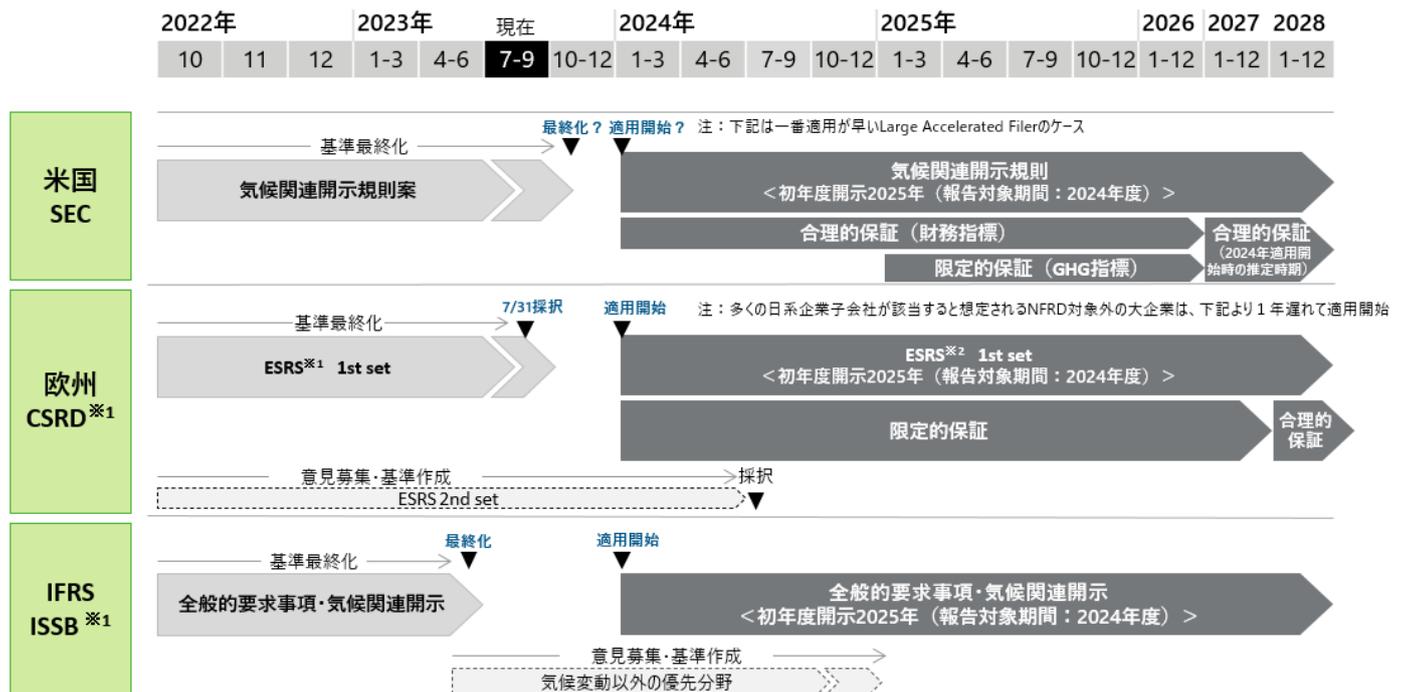


## 非財務情報開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析に関して

- 表裏一体である財務・非財務情報をロジカルに分析し、企業価値向上に寄与するトリガーの見極め、定量化およびインパクトの可視化等を実施

参考： [インパクト・リスク評価](#) | [サステナビリティ](#) | [デロイトトーマツグループ](#) | [Deloitte](#)

図2. 開示基準の導入・適用開始スケジュール



※1 ISSB：国際サステナビリティ基準審議会、NFRD：非財務情報開示指令（欧州）、CSRD：企業サステナビリティ報告指令（欧州）、ESRS：欧州サステナビリティ報告基準  
 ※2 NFRD対象外企業への適用は2025年以降

### 3. 調査結果

#### ① 企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析

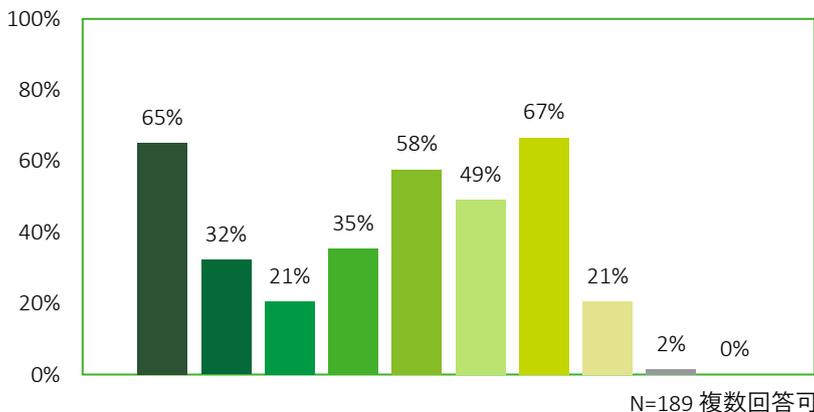
デロイトトーマツでは、多くの企業の経営層や経営企画の方々とESG関連の意見交換を日々行っている。非財務情報開示に関する急速な外部動向の進展は、欧米を中心とする開示基準の設定に端を発し、日本においても有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示義務化の流れにつながった。こうした流れを受け、自社にとって必要な情報を体系的かつタイムリーに収集することや、外部要請と現状の開示情報との間のGapを分析することについて、対応が難しいとの声が多く聞かれる。このことから、まず外部動向のモニタリング状況やその分析に関する設問を設け、各社の注目点と実務上の課題を調査した。

#### ①-1. 【外部動向】 ESGデータの開示をめぐる外部動向について、貴社／貴団体として注視しているものはありますか？



- IFRS財団ISSBの「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」及び「気候関連開示」公開草案
- 欧州のサステナビリティ報告指令 (CSRD) (「サステナビリティ報告基準」公開草案)
- 欧州の金融機関に対するサステナビリティ関連情報の開示規制 (SFDR\*6)
- 米国証券取引委員会 (SEC) の気候関連開示規則案
- 日本における有価証券報告書へのサステナビリティ情報開示義務化
- 非財務情報に対する第三者保証の義務化に関する検討
- GRIスタンダード改訂
- 特になし
- その他

#### ①-2. 【外部動向の情報収集・分析】 外部動向の情報収集・分析に関する課題は何ですか？



- 外部動向の情報収集・分析に関する業務プロセスが定義されていない (属人的な情報収集になっている、担当部署が決まっていない 等)
- テクノロジーが活用できていない
- 情報伝達が遅い
- 海外の動向について、海外グループ会社からのエスカレーションのルートが整備されていない
- 情報が多すぎる
- 緊急度の判断が難しい (すぐに対処すべき課題の識別が難しい 等)
- 重要度の判断が難しい (将来の企業価値に影響を及ぼすトリガーが分からない 等)
- 外部動向を受けて自社として取るべき対応について検討の場がない
- 特になし
- その他

①-1. 注視している開示関連の外部動向について、過去2年間のサーベイと同様に、総じて関心が高いことがうかがえる結果となった。

- 日本における有報へのサステナビリティ情報開示義務化およびIFRS財団のISSBについて約9割が注視していると回答
- 特に有報へのサステナビリティ情報開示義務化については注目度が大きく上がっていることが分かる
- その他、CSRD及び非財務情報に対する第三者保証の義務化検討について6割以上が注視

①-2. 外部動向の情報収集・分析に関する課題についてはほぼすべての企業・団体が課題ありと回答。

- 経年比較では課題の傾向に大きな変化はなく、約6割が「外部動向の情報収集・分析に関する業務プロセスが定義されていない」「情報が多すぎる」「重要度の判断が難しい」と回答



## 考察



非財務情報開示に関する規制動向が目まぐるしく進展する中、サステナビリティ関連部署の担当者は、各機関からの公開草案の確認、要求事項の整理や適用開始時期の注視に至るまで、外部動向に関する情報収集が必須となった。

情報収集という意味では、量的にも質的にも、より現場に負荷がかかっている状況と推察される。情報収集のための体制構築の必要性は強調してもしきれない。

昨年のサーベイ同様、外部動向の情報収集・分析に関する業務プロセスが定義されていない状況もあり、様々な情報がある中、重要性の判断など、外部モニタリング機能を強化する必要性は引き続き示唆される。そのためには、外部モニタリング機能を組織に割り当て、リソースも投入した上で、全社的リスクマネジメント（ERM）として、リスク・機会の識別や評価を含めて検討できる仕組みづくりが求められる。

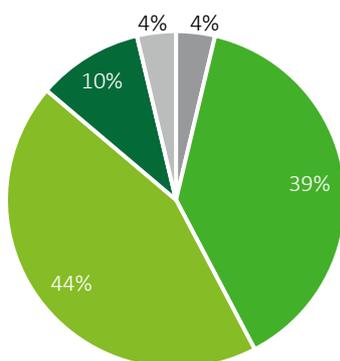
また、外部に対する情報開示という意味では、非財務情報と自社の企業価値を結び付けた価値創造ストーリーの訴求が必要となる状況の中、IR部門の役割は一層重要性を増す。

情報収集から情報開示に至るまで、関連する部門が協力し、シームレスに意思決定に結び付けるためには、テクノロジーの活用が有効である。収集した膨大な情報を処理し、自社に関係の深いデータのトレンドを瞬時に抽出することで、より迅速かつ適切な判断が促されるであろう。同様に、開示から保証に至るまでの実務スケジュールの変更を念頭に、ESGデータ収集のシステム化を見据えた体制を構築したい。

続いて、非財務情報開示義務化の潮流を受け、各社の具体的な対応を伺った。



### ①-3. 【外部動向を受けた対応】 公開草案の開示など、外部動向を受けて具体的な対応を実施していますか？

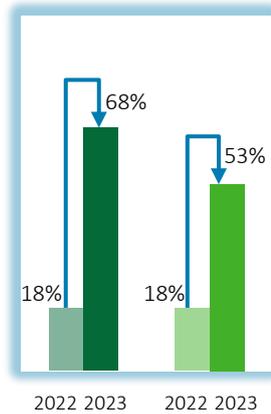
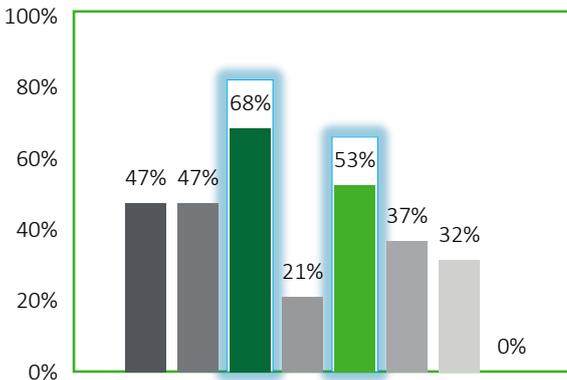


- 対応の必要性を特に感じていない
- 対応の必要性を感じているが、まだ動けていない
- 対応を開始すべく関係者と調整中である
- 既に対応を実施中／実施済み
- その他

N=189



①-4. 公開草案の開示など、外部動向を受けての具体的な対応内容をご回答ください。



2022年 N=17, 2023年 N=19 複数回答可

- ISSB「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」と自社現状のGAP分析
- ISSB「気候関連開示」と自社現状のGAP分析
- 欧州「サステナビリティ報告基準」と自社現状のGAP分析
- SEC「気候変動開示規則」と自社現状のGAP分析
- 各種開示基準・規則に対応する組織設計
- 各種開示基準・規則に対応する業務プロセス設計
- 各種開示基準・規則に対応するITインフラ導入・拡張
- その他

①-3. 外部動向を受けた具体的な対応実施については、昨年のサーベイと同様の傾向がみられ、「これから対応（まだ動けていない）」、「対応を開始すべく関係者と調整中」の回答の割合がそれぞれ約4割となった。また、「対応を実施中/実施済み」と回答した回答者は約1割であり少数派となった。

①-4. 前問で「実施中／実施済み」と回答した回答者19名の具体的な対応内容としては、以下の通りである

- CSRDとのGAP分析と回答した回答者は、昨年約2割→今年約7割と大きく増加
- 基準/規則に対応する組織設計と回答した回答者も昨年約2割→今年約5割と増加
- ISSBとのGAP分析と回答した回答者は、昨年約7割→今年約5割と減少したものの、依然として高い回答率を維持



考察



各社、非財務情報開示規制を注視しているものの、具体的な対応の実施については、昨年から顕著な変化はみられなかった。依然として、「何を」、「いつ」始めればよいか分からないという状況が読み取れ、義務化が差し迫る中で対応が遅れている可能性が示唆される。

一方で、すでに具体的な対応を実施中/実施済みとするリーディング企業では、CSRDやISSBとのGAP分析の実施、基準や規則に対応する組織設計について取り組みを始めており、スピード感のある対応を感じさせる。CSRD対応への必要性から、ITインフラの導入も含めて具体的な対応検討を始めている企業もみられる。

各開示規制が適用開始されるまでのリードタイムを考えると、外部の専門家を活用しながら、各基準とのGap分析と必要な備え（業務プロセス・人材・システムなど）を始めることが急務と言える。

いずれの開示要請においても非財務データの収集は財務情報開示と同様にグローバル連結範囲での収集が求められる。また、GHG Scope3排出量やバリューチェーン全体における人権デューデリジェンスのように、社外からの非財務データの収集も求められるようになってきており、収集範囲の拡大は必須となる。

また、現状収集できているデータであっても、正確性の担保とデータ収集及び開示の早期化のためには、業務プロセスの設計・内部統制の構築・ITシステムの活用が不可欠となる。特に、ITシステムの活用の前提となる業務設計とシステムの要件定義が必須となる。対応に向けたスタートを切ったとしても、すぐに正確かつタイムリーなデータ収集が実現できるわけではなく、整備に一定程度の時間を要するため、クイックにスタートし、外部の専門家等を活用しながらも粘り強く整備する必要がある。これらを踏まえると、企業が取り組むべき道のりはまだ遠い。

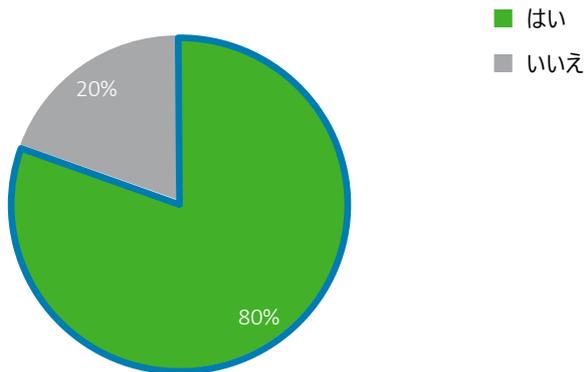
## ① 企業価値に影響を与える外部動向のモニタリング・分析（続き）

本年のサーベイより、日本の有価証券報告書におけるESGデータの取り扱いに関する設問を新設した。



### ①-5. 【外部動向を受けた対応】

直近年の有価証券報告書において、ESGデータ（サステナビリティ関連情報）を掲載しましたか？

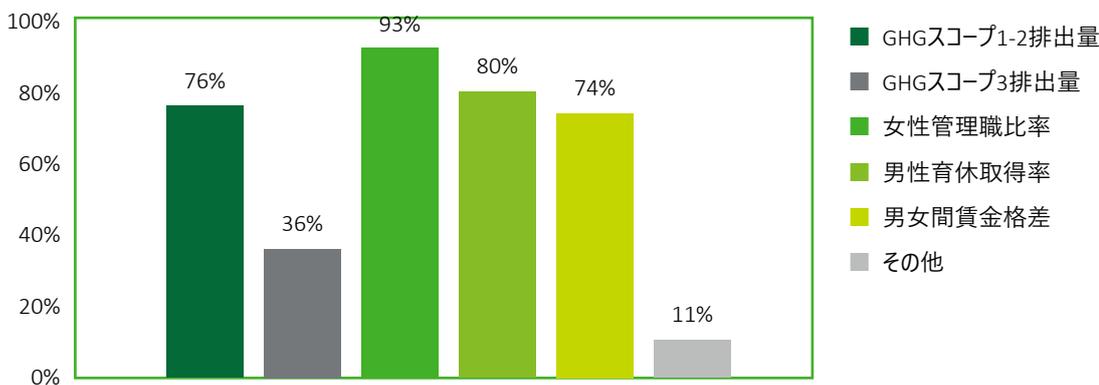


N=189



### ①-6.

どのようなESGデータを有価証券報告書に掲載しましたか？



N=152 複数回答可

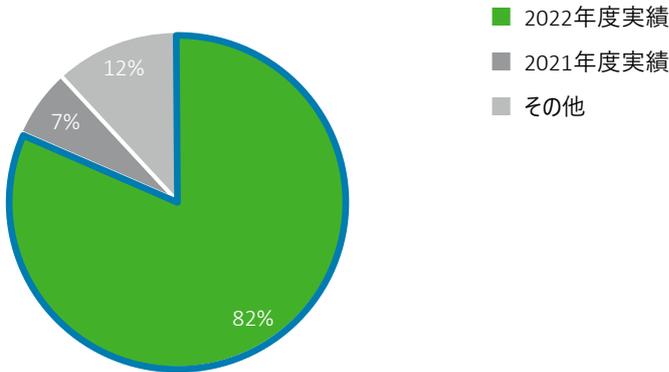
①-5. 直近年の有価証券報告書におけるESGデータの掲載について、掲載したと回答した回答者は8割を占めるという結果となった

①-6. どのようなESGデータを有価証券報告書に掲載したかについて、以下のような結果が得られた

- 有報に掲載したサステナビリティ関連情報の内訳として、9割超が女性管理職比率を掲載したと回答
- 次いで、GHGスコープ1-2排出量、男女間賃金格差が約8割
- GHGスコープ3排出量の掲載は4割弱に留まり、データ収集の難易度の高さが推察できる
- その他の回答として、気候変動関連の掲載や税金関連、人的資本、障がい者雇用率、離職率や研修投資といった多様な掲載が確認できる



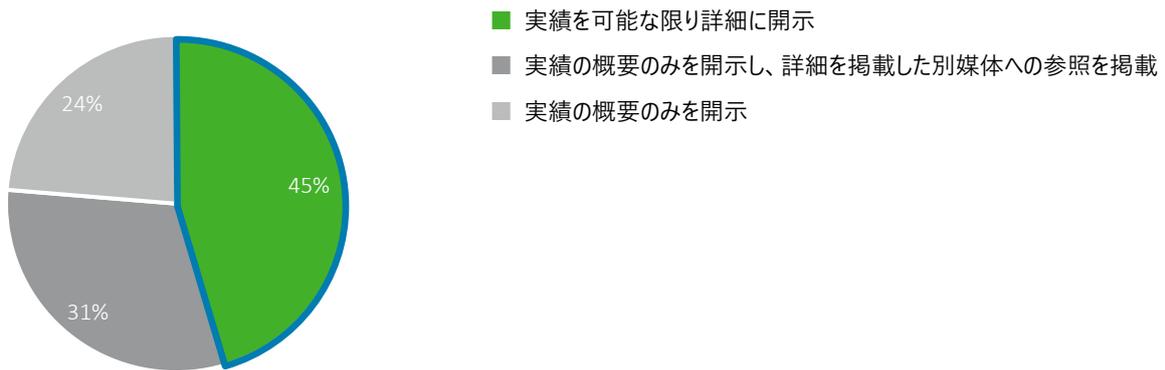
①-7. 有価証券報告書に掲載したESGデータの対象年度はいつですか？



N=152



①-8. 有価証券報告書にESGデータをどのように掲載しましたか？



N=152

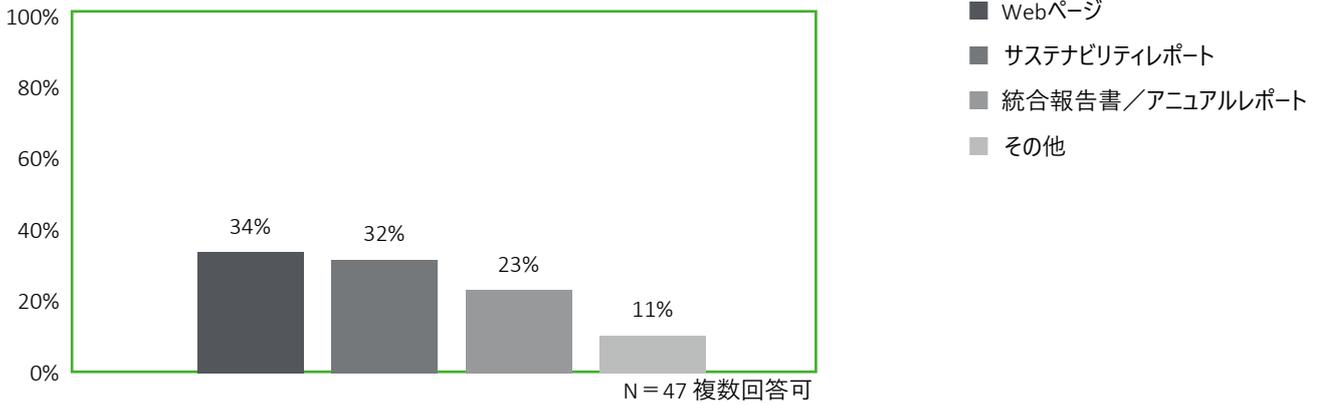
①-7. 有価証券報告書に掲載したESGデータの対象年度について、以下の結果が得られた

- 2022年度実績のESGデータを掲載したと回答する回答者は約8割を占める。有報開示のタイミングに合わせ、データ収集・開示のタイミングを前倒したものと推察
- その他として、GHGデータは2021年度、人的資本関連データは2022年度のデータを開示したと答えた回答者も1割程度

①-8. 有価証券報告書にESGデータをどのように掲載したかについては、約半数の回答者が「実績を可能な限り詳細に開示している」と回答し、「有報には概要のみを開示し別媒体への参照を掲載した」と回答した回答者は約3割であった



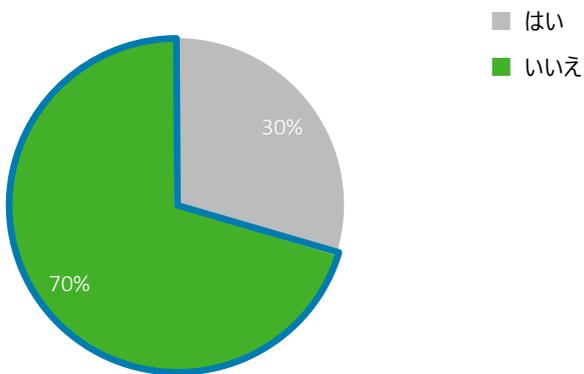
①-9. ESGデータの詳細を掲載した別媒体は何ですか？



①-9. ESGデータの詳細を掲載した別媒体について、各種開示媒体における分布に偏りはないという結果となった



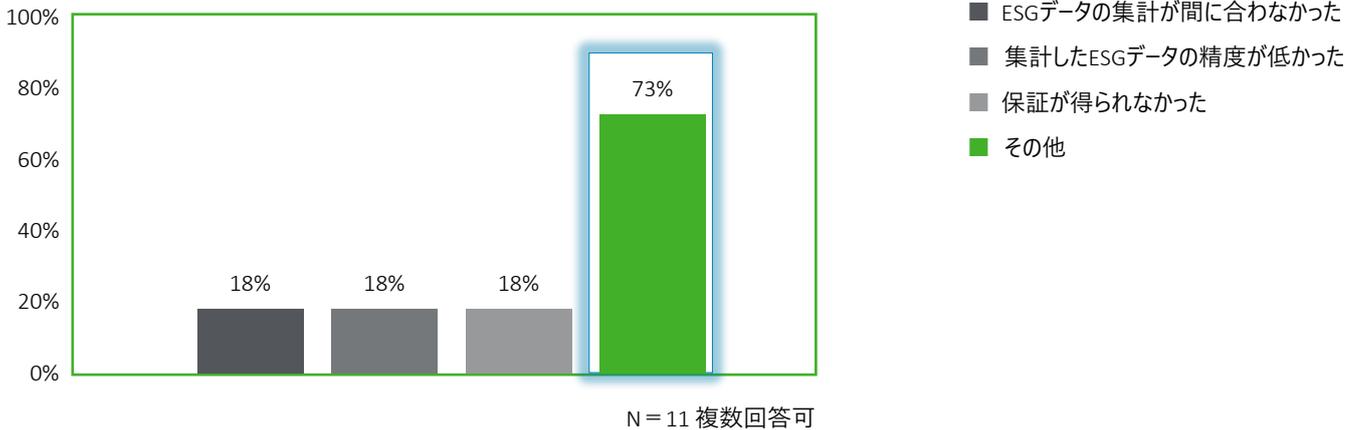
①-10. ESGデータを有価証券報告書に掲載するか検討しましたか？



N=37



### ①-11. ESGデータを有価証券報告書に掲載するか検討したが、断念した理由は何ですか？



①-10. ESGデータを有価証券報告書に掲載していないと回答した回答者の中で、そもそも掲載することを検討したかについて、約7割の回答者は「掲載を検討していない」と回答。有価証券報告書におけるESGデータの開示に積極的な企業とそうではない企業との間のギャップがみられる

①-11. 検討したが断念した理由については回答が分散しており、課題感は様々という結果となった。その他の回答では、12月決算の企業が複数含まれており、翌年度から対応を開始するという回答も散見された



## 考察



日本では、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設された。サステナビリティ情報の開示が求められ、また、女性活躍推進法に基づく女性管理職比率・男性の育児休業取得率・男女間賃金格差といった多様性に関する指標の開示も求められるようになった。

これを受け、本サーベイで新設した「有価証券報告書へのサステナビリティ関連情報の開示」に関する設問に対する回答を見ると、直近年の実績データを可能な限り詳細に開示したという割合が高く、タイムリーな開示に積極的な企業の姿勢がみられた。

現状では、9割超が女性管理職比率を開示しており、次いで、GHGスコープ1-2排出量、男女間賃金格差が約8割となった。他方で、GHGスコープ3排出量の掲載は4割弱となり、開示の難易度が相対的に高いことがうかがえる。

指標の開示に先立ち、企業内部において、指標から導き出されるデータ項目を整理し、適時かつ適切にデータを収集する必要がある。こうした体制の整備において、システムの活用は大きな力となると考えられる。

前述の通り、開示に積極的な企業は、直近年の実績データを可能な限り詳細に開示したという割合が高いため、リーディング企業に追従しながら、こうした開示実務が続くことを踏まえると、早い段階でシステムの導入を視野に入れる必要がある。

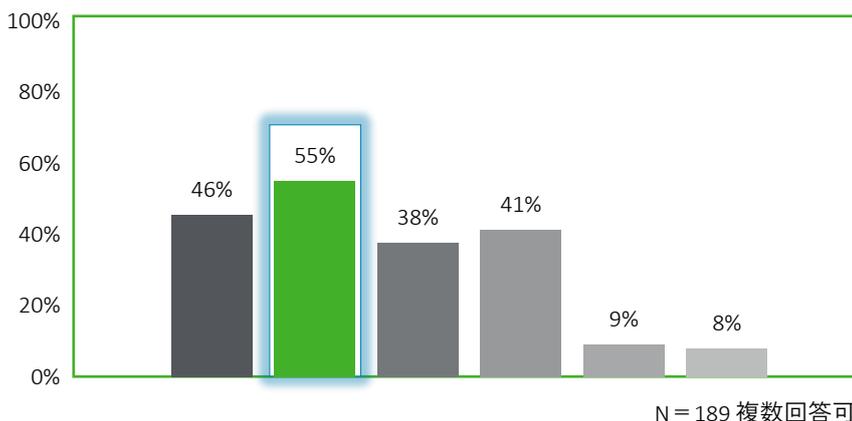
また、サステナビリティ関連の開示要求は今後も広がりを見せることが想定できることから、すでにシステムを導入済の企業においては、既存システムのアップデート、システムの入替えを含めた継続的な検討が必要となる。

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の確立と高度化

続いて、今回の調査のメインとなる企業内部のESGデータ収集に関する課題を伺った。



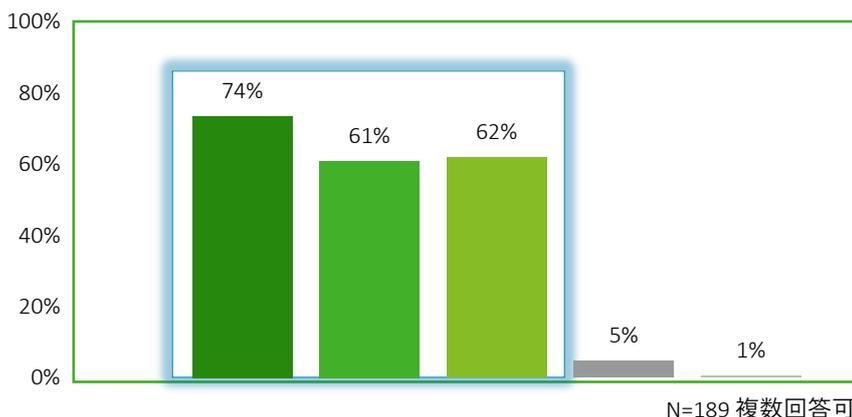
### ②-1.【連結範囲での内部データ】 ESGデータ収集にあたり、対象データに関する課題は何ですか？



- 収集すべきESGデータの定義や粒度が分からない
- ESGデータの種類が多すぎる
- ESGデータの追加・変更が多い
- 異なる様式（係数、ロジック、範囲）で求められる開示に柔軟に対応できない
- 特になし
- その他



### ②-2. ESGデータを収集する対象範囲に関する課題は何ですか？



- ESGデータの種類によって収集範囲がバラバラ（単体、主要X社、国内のみ、グローバル等）
- ESGデータの収集範囲が広く、連結をカバーできない
- 自社のみならずサプライヤーの情報収集についても求められているが、情報収集が困難
- 特になし
- その他

②-1. ESGデータ収集の課題について、大きな傾向は過去3か年のサーベイから変わらず、ESGデータの種類が多すぎる、という回答が約6割で最多であった。次いで、収集すべきESGデータの定義や粒度がわからない、異なる様式の開示に対応できない、ESGデータの追加/変更が多い、が続く。その他の回答では、グローバルでのデータ収集に係る体制や社内共通のプラットフォームが無い、等の回答がみられた。

②-2. ESGデータ収集の対象範囲に関する課題についても、大きな傾向は過去3か年のサーベイから変わらないという結果であった。新規選択肢である「自社のみならずサプライヤーの情報収集についても求められているが、情報収集が困難」にも約6割がYESと回答。ハードルの高さがうかがえる。



## 考察



ESGデータの収集・分析対象範囲については、既に優先的に検討が進む気候変動関連を除いては、各種機関・団体で活発な議論が途上であるため、外部動向を注視し今後判断していくことが必要となる。

主要な基準設定動向をみると、IFRSでは「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（S1）」と「気候関連開示（S2）」の最終版が発表されたが、現在、気候関連に続く優先テーマについてパブリックコメントを実施しており、次に基準設定を進めるべきサステナビリティの領域は未確定である。なおIFRSは、以下を候補として挙げている\*7。

- 生物多様性、生態系、自然損失
- 人的資本
- 人権
- 報告における財務・非財務の統合

また、CSRは気候変動以外でもS（社会）の機会均等・労働環境・人権の尊重や、G（ガバナンス）についての開示も求めており、各社は自社にとっての「マテリアリティ（中長期視点でのリスク・機会の認識）」の見極めが必要となる。その際は、先述のISSBの開示基準やCSR、EUタクソミーによる要求事項などの外部要請を考慮しつつも、自社の企業価値を左右するドライバーに主眼を置くことが肝要となる。

各社はこのマテリアリティをベースに、収集・分析すべき対象データを見極めることが重要となる。基準上の文言を形式的に捉えたと、必要な非財務KPIを正確に導出することはできない。基準設定の趣旨や背景、各要求事項間のつながり、拠点の属する国や地域における法律、商慣習などを踏まえたデータ項目の定義が必須となる。一部の要求事項を満たすためには、自社におけるデータをどのように定義しているかについて、計算式やその構成要素を交えた開示が要求される。他社の事例に精通し、ESG関連の体系的なナレッジを有している内外の専門家を交えることで効果的かつ効率的なデータ定義を実現したい。

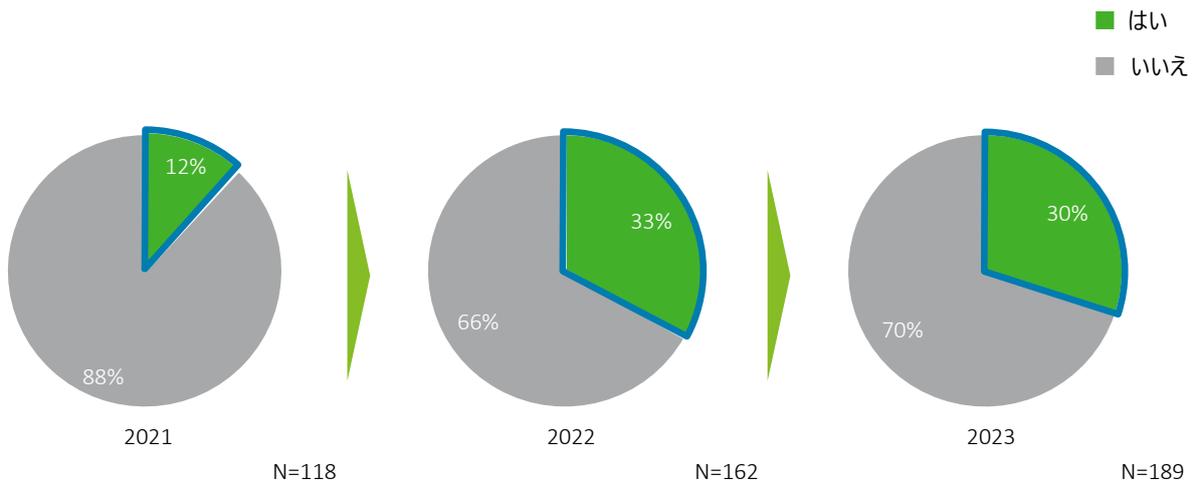
図3. 収集・開示が求められるESGデータの例

E：環境		S：社会		G：ガバナンス	
マネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ISO14001カバー率</li> <li>■ 環境法令違反発生状況・罰金額</li> </ul>	人事・労務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材基礎データ（国地域別・年齢別、雇用形態別・性別）</li> <li>■ 平均年齢・勤続年数</li> <li>■ ダイバーシティ（性別・障がい者率）</li> <li>■ ローカル（現地採用）比率</li> <li>■ 組合加入率（国地域別）</li> <li>■ 流動性（採用・離職・休職）</li> <li>■ 労働時間（国地域別・平均）</li> <li>■ 休暇・育休取得率</li> <li>■ 従業員満足度</li> <li>■ 人材育成（1人当たり時間・費用）</li> </ul>	コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取締役会に占める非執行独立取締役比率</li> <li>■ 役員ダイバーシティ方針・実績</li> <li>■ 各取締役の在任期間、保有株式数、選任理由</li> <li>■ 取締役報酬に占める長期インセンティブ比率と決定ロジック</li> <li>■ 各委員会の開催数と取締役出席率</li> <li>■ グループ会社の取締役会に占めるローカル率</li> </ul>
気候変動・脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ GHG排出総量（スコープ1・2・3）</li> <li>■ GHG排出原単位</li> <li>■ GHG削減目標</li> <li>■ GHGオフセット量</li> <li>■ エネルギー使用量（再エネ内訳）</li> <li>■ 再エネ導入目標</li> <li>■ GHG削減貢献量</li> <li>■ 製品ライフサイクルCO2排出量</li> </ul>	労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ OHSAS18001等マネジメントシステムカバー率</li> <li>■ 労災発生状況（度数率・強度率、国地域別）</li> <li>■ リスクアセスメント実施率・改善状況</li> </ul>	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 行動規範カバー率</li> <li>■ コンダクトリスク評価率・リスク発生状況・改善率</li> <li>■ コンプライアンス研修実施率</li> <li>■ 内部通報制度カバー率・通報件数・内訳・調査状況</li> <li>■ 贈収賄・競争法・税務関連違反の発生状況・課徴金／罰金額・処分件数</li> </ul>
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 投入資源量</li> <li>■ 廃棄物発生量・排出量（資源別）</li> <li>■ リサイクル量・率（資源別）</li> <li>■ 有害廃棄物発生量・排出量</li> <li>■ 最終処分量</li> <li>■ 水使用量（水源別）</li> <li>■ 排水量・水質（排水先別）</li> </ul>	人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人権リスク評価（DD）実施率</li> <li>■ 相談／通報制度カバー率</li> <li>■ 相談／通報件数・内訳・調査状況</li> <li>■ 人権リスク発生率・改善率・懲戒処分件数</li> </ul>	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ リスク監査実施状況</li> </ul>
汚染の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 化学物質移動量（PRTR等）</li> <li>■ NOx・SOx・VOC等排出量</li> </ul>	調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 現地サプライヤー調達額・率</li> <li>■ サプライヤー評価制度カバー率・実施率</li> <li>■ サプライヤー相談／通報制度カバー率・相談／通報件数・内訳・調査状況</li> <li>■ 高リスクサプライヤー比率・是正率・取引停止数</li> </ul>	政策影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政治献金額（国地域別）</li> <li>■ 納税実績（国・税種別）</li> </ul>
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MSC・ASC等認証品調達率</li> <li>■ 生物多様性リスク評価率</li> </ul>	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 社会貢献支出・内訳（寄附・コミュニティ投資）</li> <li>■ ボランティア活動参加率・人数</li> <li>■ インパクト評価・経済影響</li> </ul>		

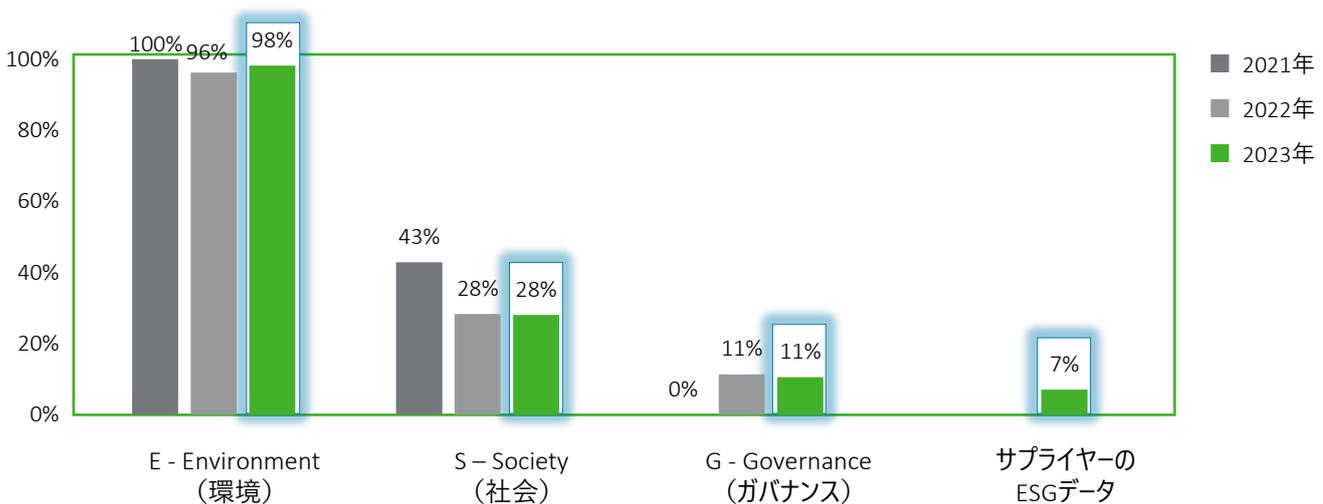
## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の高度化（続き）

ここではESGデータ収集でのシステム（ITツールやパッケージ）利用について伺い、さらにITシステムを活用していると回答いただいた方を対象に、システムで収集しているデータ領域と、システム活用における課題を調査した。

### ②-3. ESGデータ収集にシステムを使っていますか？



### ②-4. ESGデータ収集のシステムで収集しているデータの領域をご回答ください。



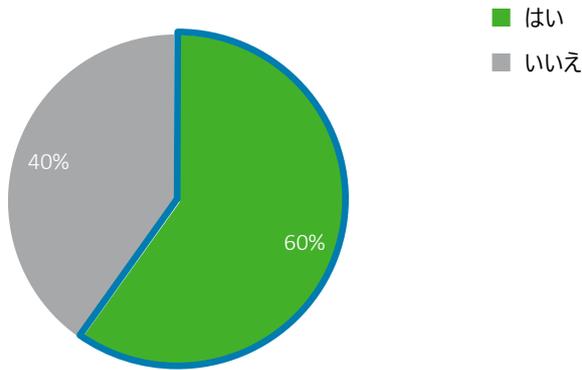
2021年 N=14, 2022年 N=53, 2023年 N=57 複数回答可

②-3. ESGデータ収集にシステム（ITツールやパッケージ）を使っている企業は3割という結果となったが、ESGデータ収集にシステム・パッケージを使っている回答者の割合は昨年から大きく変化がなく、一昨年から昨年にかけてのシステム利用率の増加を見ると、システム利用の成長は鈍化しているとも見える。

②-4. ITシステムで収集しているデータの領域では、E（環境）が突出しており次いでS（社会）という傾向は変わらなかった。今年のサーベイから設けた選択肢である「サプライヤーのESGデータ」を収集していると回答した回答者は1割弱に留まった。



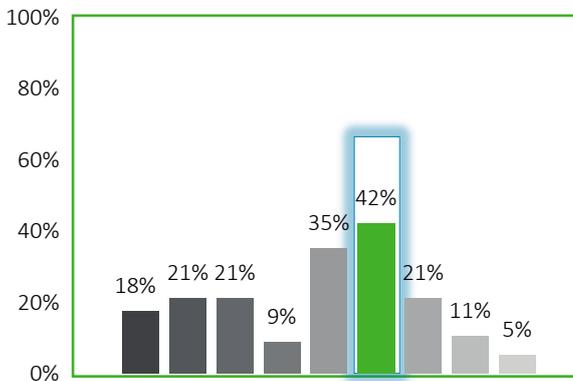
②-5. ESGデータ収集にシステム活用を検討していますか？または検討したいと考えていますか？



N=132



②-6. ESGデータ収集のシステムにおける課題は何ですか？



2021年 N=14, 2022年 N=53, 2023年 N=57 複数回答可

- システムを導入しているが集計プロセスがブラックボックス化している
- メンテナンスが追いついていない（拠点マスター、係数設定等）
- 担当者の異動による引継ぎができていない
- マニュアルが古い、多言語対応していない
- 複数のシステムにまたがるため、マニュアルでのデータ集計作業が発生する
- データの精度が悪い、エラーチェック機能が甘い
- 運用コストが高い、柔軟に仕様変更できない
- 特になし
- その他

②-5. ESGデータ収集のためのITシステムは未導入と回答した企業のうち、6割がシステム活用を検討中と回答した。

②-6. ESGデータ収集システムにおける課題認識については、各社バラつきがある状況が確認された。データの精度が悪い、エラーチェック機能が甘いと回答した回答者が約4割となり、年々増加傾向にある。



## 考察



昨年の調査結果と比較すると、今年のサーベイでは、ESGデータ収集のためのシステム（ITツールやパッケージ）の検討状況は横ばいとなった。一昨年から昨年にかけてのサーベイでは、ESGデータ収集におけるシステムの利用は一気に増加していたため、成長度だけで見ると鈍化したともとれる。

一方で、ITシステムの種類については、昨年見られなかった新たな製品が挙がっており、独自システムを開発している企業も含め、多様なシステムが横並びで検討段階にあることが推察できる。

ITシステムの観点では、外部動向の進展やサプライヤーからのESG情報を収集する有効性に鑑み、依然としてシステムに対する期待値が高い状況である。導入済みの既存システムにおいても、アップデートの必要性が出てきているため、裏を返せば、新規参入の障壁は下がっているととれる。ベンダー各社にとってはここで競争優位性を確保することが大きな目標となる。

システムを導入する企業目線では、どのようなITシステムをどの範囲で導入するかについて、シンプルな答えは無い。

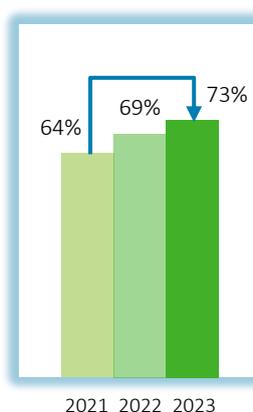
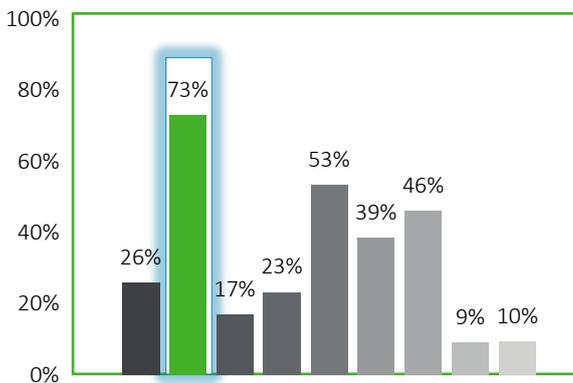
企業はIT部門とコーポレート部門、事業部門が連携し、自社の事業特性や業務要件と、自社の既存のシステムアーキテクチャや各ITシステムの特長、カバー範囲等を併せて検討し、自社に適したシステム構成を見極める必要がある。

サーベイでは、ESGデータの開示義務化の動きを受け、データの精度に関心が集まったものと推察できる。この点、経営意思決定に利用するに足る信頼性を確保し、独立第三者からの保証を受ける意味でも、システムの選定は内外の専門家を交えながら効果的に進めたい。

続いて全回答者を対象に、手作業によるESGデータ収集における課題を伺った。なお、システム（ITツールやパッケージ）を一部で活用している企業であっても、システム外で収集するESGデータがあること、あるいは異なるITシステムで集めたデータを集計する、開示用フォーマットに変換する等の業務プロセスにおいて一定手作業が発生しているため、ここではESGデータ収集におけるITシステム活用有無に関わらず、全回答者を対象としている。



### ②-7. マニュアルによるESGデータ収集における課題は何ですか？



- 社内（関連部門・地域担当等）の協力が得られない
- エクセルの手作業で非効率
- エクセルの仕様（関数）が複雑
- 担当者の異動による引継ぎができていない
- データの精度が悪い、入力ミスのチェック機能が甘い
- ミスが修正されたか不明・曖昧、修正履歴が把握できない
- 集計が遅い
- 特になし
- その他

2021年 N=118 2022年 N=162, 2023年 N=189 複数回答可

②-7. マニュアルによるESGデータ収集における課題に関しては、過去3か年のサーベイと同様に、「エクセルの手作業で非効率」なことについて、約7割が課題と回答した。微増であるものの、確実に増加傾向にある。

次いで、「データの精度が悪い、入力ミスのチェック機能が甘い」と回答する回答者は増加傾向にあり、約5割が課題を感じている。「集計が遅い」という回答も約半数みられた。



## 考察



ESGデータ収集に係るITシステム導入は未導入の企業も多く、また、導入済みであっても手作業との組み合わせでデータを収集・分析している企業が多いなど、残る課題は大きい。

今後求められるデータ収集範囲の拡大、開示の早期化、及び第三者保証に耐えられるデータ精度の向上を考えると、データ収集・分析・開示の業務プロセスを設計、システム化できる部分を特定し、その範囲を徐々に拡大することが望ましい。

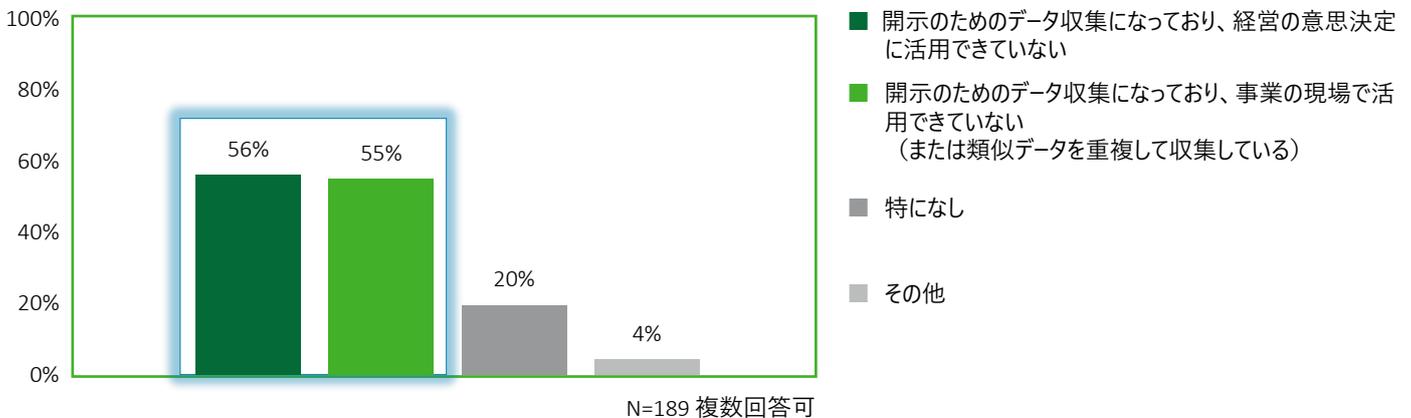
前述の通り、ITシステムの活用およびその前提となる業務設計やシステムの要件定義については、取り組みをスタートしたとしても、すぐに収集したデータの正確性の担保やタイムリーなデータ収集が実現できるわけではない。

この点を踏まえると、現状のデータ収集の方法について、どの範囲がボトルネックになっているか、それは手作業による収集に依存していることが原因か、当該収集プロセスはITの活用により代替することができるかといった、現状分析を実施することが有効となるだろう。

本来、ESGデータは社外への開示対象／対象外に関わらず経営層が把握し、経営判断に活用されるべき情報と考えるが、開示そのものがESGデータ収集の目的になっているとの声が良く聞かれる。このことから、次に、集めたESGデータをどのように活用しているかを聞いた。



### ②-8. ESGデータの活用に関して課題はありますか？



②-8. ESGデータの活用について、昨年同様、開示のためのデータ収集になっており、「経営の意思決定に活用できていないこと」及び「事業の現

場で活用できていないこと」の両選択肢に対し、過半数が課題ありとの回答。



## 考察



CSRDやSEC、ISSB等の開示基準の進展に伴い、開示に必要なデータが膨大になることから、開示対応としてのデータ収集の側面は今後も残るものと想定される。

しかしながら、データ収集を単なる開示対応にとどめておくのはもったいない。ESGデータを有効活用するためには、マテリアリティの特定・非財務KPIおよび目標の設定・実績のモニタリングという一連のプロセスと、非財務情報収集・開示プロセスを一体的に進めることがポイントとなってくる。

その中でESGデータを意思決定に活用していくためには、財務情報と同じように適切な頻度（半期/四半期/月次等）でのモニタリングを可能にし、必要に応じて施策の軌道修正や、目標の見直しを実施するなど、経営の仕組みに組み込むことが望まれる。

各社は企業価値向上に寄与する非財務KPIを特定し、各項目の重要度に応じたモニタリングの頻度を設定するなど、マネジメント要件を踏まえた検討が求められよう。

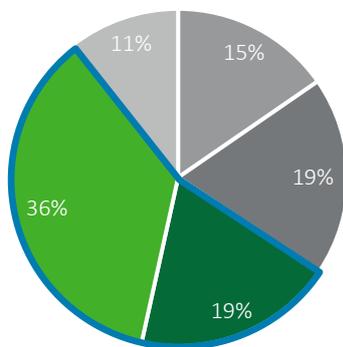
こうした検討の先、ESGデータを経営の仕組みに組み込むことができれば、経営における適切なリスクテイクを支援することが現実的になる。

## ② 連結範囲を対象としたESGデータの収集・分析、内部統制の高度化（続き）

非財務情報開示の要請事項の動向を踏まえると、企業にはサステナビリティ報告の正確性や信頼性を担保するため、第三者監査・保証を早急に検討することが求められる。さらには、重要な誤りが確認されないことを示す「限定的保証」から、より厳格に精査を行い、報告内容の正確性や網羅性を認める「合理的保証」を求める動きに向かうことも明らかである。そこでこの設問では、ESGデータに対する第三者保証について伺った。



### ②-9. ESGデータの第三者保証についてご回答ください。



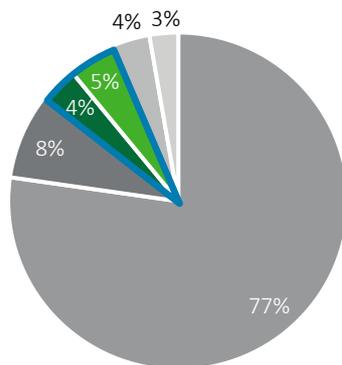
2023

N=189

- ESGデータの第三者保証は実施しておらず、今後も予定はない
- ESGデータの第三者保証は実施していないが、今後実施予定である
- 既にESGデータの第三者保証を実施しているが、対象データの拡大は特に予定していない
- 既にESGデータの第三者保証を実施しており、今後対象データの拡大を予定している
- その他



### ②-10. ESGデータの第三者保証について、直近年度に保証会社を変更しましたか？



2023

N=110

- 変更しておらず、今後も予定はない
- 変更していないが、今後変更予定である
- 現在自社の会計監査を実施している監査法人（グループ会社を含む）に変更した
- 現在自社の会計監査を実施している監査法人以外の監査法人（グループ会社を含む）に変更した
- その他（変更済・検討中）
- 未定

②-9 ESGデータの第三者保証について、「既に第三者保証を実施しており、今後対象データの拡大を予定している」と回答した回答者は約4割であった。その他の回答では、CSRDなどにおいて第三者保証が必須となる状況に備えて検討中であるという回答もみられた。

②-10 ESGデータの第三者保証を行う保証会社の変更について、約8割の回答者は直近年度に保証会社を変更しておらず、今後も予定はないと回答。他方で、約1割が監査法人系の監査人に変更済みであり、非財務情報の保証義務化や保証水準の厳格化に対応する企業が出てきていると推察できる。



## 考察



経営管理精度とデータの信頼性向上・比較可能性向上の観点から、サステナビリティ報告に対する第三者保証の重要性が高まっており、国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board \*<sup>8</sup>）や国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants \*<sup>9</sup>）は、サステナビリティ報告に対する保証基準策定を進めている。その中でも、IAASBは8月、「国際サステナビリティ保証基準（ISSA5000）」の公開草案を公表した\*<sup>10</sup>。サステナビリティ保証のためのグローバル基準となるものであり、EU、ISSB、GRI、ISO等のあらゆる報告基準と対応するように設計されている。最終版の発行見込み時期は2024年9月を予定している。

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions \*<sup>11</sup>）はサステナビリティ報告の第三者保証の基準策定のタイムラインを明確にし、日本公認会計士協会（JICPA：Japanese Institute of Certified Public Accountants \*<sup>12</sup>）も、これらの基準設定活動に賛同しており、今後ますます重要度は高まる見込みである。

各社は、近い将来でのサステナビリティ報告の第三者保証義務化、また、その先の合理的保証への移行を想定し、監査で求められる事項・監査に耐えるデータ精度の要件を理解し、さらに仕組みと体制を強化していくことが望ましい。

### ③ ESGデータの開示と自社の企業価値との関連性に関するモニタリング・分析

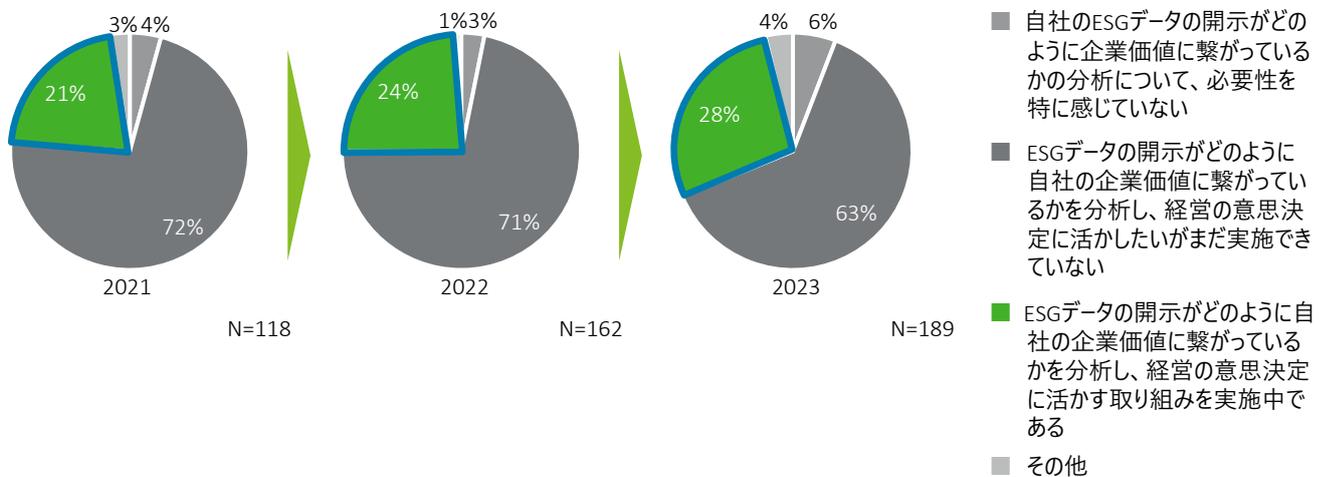
前述の通りESGデータの重要性は高まりを見せている一方で、ESGデータの開示と自社の企業価値の関連性をどのように測ればよいかについての議論は発展途上にある。

そこで、本調査では最後に、ESGデータの開示が自社の企業価値にどのように影響を与えているかの分析について調査した。



#### ③-1. 【開示情報の分析】

ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析についてご回答ください。



③-1. ESGデータの開示と自社の企業価値に関する分析について、経年比較でみると、「ESGデータの開示がどのように自社の企業価値に繋がっているかを分析し、経営の意思決定に活かす取り組みを実施中である」

と回答する回答者が徐々に増加しており、具体的なアクションを行う企業が増加していると推察できる。



### 考察



企業の経営者や担当者の皆様との日々のディスカッションの中で、「非財務情報開示の規制化に伴い、これまで各社が自由演技で開示していた非財務情報が規定演技化され、自社の個性を出せなくなる」との考えも聞かれますが、必ずしも正しくない。むしろ、規制化された中でこそ、独自性の高いストーリーを引き立たせることができるだろう。

例えば、GHG排出量のScope3について算定ロジックや原単位は選択肢が多様にあり、カテゴリの選択、計算方法に会社の意志・個性、業界特性等を反映させることができる。また、人的資本についても自社のビジネスモデル・事業戦略と紐づいた人事戦略があり、そこに関連する非財務情報開示を行うことでデータが活きてくる。

開示要請を無視して自由演技を続けていては、各社を横並びで比較したい投資家からは評価されない。開示要請はルールとして守ったうえで、ESGデータを活用した、企業価値を訴求するメッセージを遊及していくことが欠かせない。

本来、財務情報と非財務情報は、コインの裏表の関係にあり、両者を組み合わせて意思決定に利用することにより、企業価値の向上に資する戦略の策定が可能となる。

この点を踏まえると、これからの企業経営では、環境・社会価値と企業価値の持続的な向上を狙った、財務諸表には表れない無形資産価値を増やすため、中長期視点での資源配分や活動が重要となる。

その意味で、サステナビリティ経営の実践においては、事業活動から企業価値に至る因果の繋がり（因果パス）を描き、因果パス上の「変化」を可視化して管理することが有効である。

以上のように、表裏一体である財務・非財務情報をロジカルに分析し、企業価値向上に寄与するトリガーを見極め、定量化およびインパクトの可視化等を実施することにより、説得力のある企業価値向上に向けたストーリー構築が可能となる。

## 4. 調査概要

- 調査期間：2023年7月
- 調査方法：Webサーベイ
- 参加企業・回答者数：132社189名
- 調査結果集計方法：複数選択可の設問の場合は棒グラフ、単一選択の設問の場合は円グラフで集計

### 【参加企業属性】

上場区分	企業数	割合
東証スタンダード	1	0.8%
東証プライム	114	86.4%
非上場	17	12.9%
総計	132	100%

業種	割合
<b>製造業</b>	<b>52.3%</b>
素材 <sup>*1</sup>	15.9%
資本財 <sup>*2</sup>	8.3%
食品・飲料・タバコ <sup>*3</sup>	8.3%
耐久消費財・アパレル	6.1%
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.3%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.8%
自動車・自動車部品	2.3%
ヘルスケア機器・サービス	1.5%
家庭用品・パーソナル用品	0.8%
<b>非製造業</b>	<b>47.7%</b>
資本財 <sup>*4</sup>	9.1%
運輸 <sup>*5</sup>	6.1%
各種金融 <sup>*6</sup>	5.3%
保険	3.8%
公益事業	3.0%
不動産	3.0%
エネルギー	3.0%
小売	3.0%
食品・生活必需品小売り	2.3%
電気通信サービス	2.3%
商業・専門サービス	1.5%
銀行	1.5%
ソフトウェア・サービス	1.5%
メディア・娯楽	1.5%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.8%
総計	100.0%

\*1：主に基礎化学品

\*2：主に電気機器・機械

\*3：主に包装食品・肉

\*4：商社と建設業

\*5：陸運、海運、空運

\*6：主にリース会社などの専門金融

## Contacts

赤峰 陽太郎／Yotaro Akamine  
有限責任監査法人トーマツ パートナー  
e-mail : [yotaro.akamine@tohatsu.co.jp](mailto:yotaro.akamine@tohatsu.co.jp)

中島 史博／Fumihiko Nakajima  
有限責任監査法人トーマツ ディレクター  
e-mail : [fumihiko.nakajima@tohatsu.co.jp](mailto:fumihiko.nakajima@tohatsu.co.jp)

藤井 剛／Takeshi Fujii  
モニター デロイト ジャパンリーダー  
デロイトトーマツ コンサルティング合同会社 執行役員  
e-mail : [tfujii@tohatsu.co.jp](mailto:tfujii@tohatsu.co.jp)

丹羽 弘善／Hiroyoshi Niwa  
デロイトトーマツ コンサルティング合同会社 執行役員  
e-mail : [hniwa@tohatsu.co.jp](mailto:hniwa@tohatsu.co.jp)

## 注釈

1. IFRS「IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information」(2023年9月) : <https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s1-general-requirements.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs1/>
2. IFRS「IFRS S2 Climate-related Disclosures」(2023年9月) : <https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/ifrs-s2-climate-related-disclosures.html/content/dam/ifrs/publications/html-standards-issb/english/2023/issued/issbs2/>
3. European Commission「Corporate sustainability reporting」 : [https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting\\_en](https://finance.ec.europa.eu/capital-markets-union-and-financial-markets/company-reporting-and-auditing/company-reporting/corporate-sustainability-reporting_en)
4. SEC「SEC Proposes Rules to Enhance and Standardize Climate-Related Disclosures for Investors」 : <https://www.sec.gov/news/press-release/2022-46>
5. デロイト「ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2022」 : <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/risk/articles/srr/esg-survey-data-driven.html>
6. European Commission「EU Regulation on Sustainability related Disclosure in the Financial service sector ( Sustainable Finance Disclosures Regulation) 」 : [https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/disclosures/sustainability-related-disclosure-financial-services-sector\\_en](https://finance.ec.europa.eu/sustainable-finance/disclosures/sustainability-related-disclosure-financial-services-sector_en)
7. ISSB「Consultation now open: The ISSB seeks feedback on its priorities for the next two years」(2023年5月) : <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/05/issb-seeks-feedback-on-its-priorities-for-the-next-two-years/>
8. IAASBウェブサイト : <https://www.iaasb.org/>
9. IESBAウェブサイト : <https://www.ethicsboard.org/>
10. IAASB「IAASB LAUNCHES PUBLIC CONSULTATION ON LANDMARK PROPOSED GLOBAL SUSTAINABILITY ASSURANCE STANDARD」(2023年8月) : <https://www.iaasb.org/news-events/2023-08/iaasb-launches-public-consultation-landmark-proposed-global-sustainability-assurance-standard>
11. IOSCO「IOSCO sets out key considerations to promote an effective global assurance framework for sustainability-related corporate reporting」(2023年3月) : <https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD713.pdf>
12. JICPAウェブサイト「サステナビリティ保証」(2023年9月) : [https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/assurance\\_aup/non\\_fi\\_assurance/](https://jicpa.or.jp/about/activity/activities/assurance_aup/non_fi_assurance/)

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド および デロイト ネットワーク のメンバーである デロイト トーマツ 合同会社 ならびに その グループ 法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ グループ 合同会社 を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級の プロフェッショナル グループ のひとつであり、各法人がそれぞれの 適用法令 に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド（“DTTL”）、その グローバル ネットワーク 組織 を構成するメンバーファーム および それらの 関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファーム ならびに 関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または 関係法人 の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド は DTTL のメンバーファーム であり、保証 有限責任 会社 です。デロイト アジア パシフィック リミテッド のメンバー および それらの 関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザー、リスク アドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、その グローバル ネットワーク 組織 を構成するメンバーファーム および それらの 関係法人 が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301